

5 用語解説

用語	解説	初出頁
イクセイイリョウ 育成 医療	18歳未満の児童で、身体上の障がいの有るか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方が、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受ける時、その医療費の自己負担額を軽減する制度。	9 頁
イッパンシュウロウ 一般 就労	福祉サービスに基づく福祉的就労ではなく、一般企業等において雇用契約を締結して働く就労の形態。一般の方と同様の形で働く一般雇用と、障がいがあることを前提として働く障がい者雇用とがある。	28 頁
イリョウテキ ジ 医療的 ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な子ども。	25 頁
インクルーシブ キョウイク 教育	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、可能な限り同じ場でともに学ぶ教育のこと。障害者権利条約は「障害者が一般的な教育制度から排除されないこと」を求めており、国の障害者基本計画において、インクルーシブ教育システムの推進が提示されている。	23 頁
キカンソウダンシエン 基幹相談 支援 センター	地域の相談支援の拠点として、あらゆる障がいや困難ケースに対応した専門的・総合的な相談業務を行う機関。障害者総合支援法に基づき、市町村が設置または委託することができる。	32 頁
コウジノウキノウショウ 高次脳機能 障 がい	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とし、失語・失行・失認の他、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等により、日常生活または社会生活に制約がある状態。外見上はわかりにくいいため、周囲の人に理解されにくい。	15 頁
コウセイイリョウ 更生 医療	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療（人工透析や人工関節の手術など）を指定医療機関で受ける時、その医療費の自己負担額を軽減する制度。	9 頁
ゴウリテキハイリョ 合理的 配慮	「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。	13 頁
シテイナンビョウ 指定難病	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいて厚生労働大臣が指定する疾患。原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする難病のうち、患者数が人口の0.1パーセント程度以下で、客観的な指標による一定の基準が定まっているもの。国の医療費助成制度の対象となる。	10 頁
ジュウショウ 重症 シンシンショウ 心身 障 がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。	15 頁
ジリツシエンイリョウ 自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、精神通院医療・更生医療・育成医療の3つの区分がある。	9 頁
セイシンショウガイシャイリョウ 精神障害者医療	福祉医療のうち、精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方が、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を指定医療機関で受ける時、その医療費の自己負担額を軽減する制度。	10 頁
セイネンコウケンセイド 成年 後見 制度	知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組み。家庭裁判所に申し立てをして選任された後見人が、財産管理や契約手続き等を支援することにより、財産や権利を守り、不利益を被ることを防ぐ。	13 頁

チイキソウゴウシエン 地域総合 支援 キョウギカイ 協議会	関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。障害者総合支援法において地方公共団体に対して設置努力義務が定められている。	32 頁
トクテイシツカン 特定 疾患	厚生労働省が難病対策の対象として定めた疾患をいう。難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 27 年施行）により、医療費助成対象となる疾患のさらなる拡大と見直しが図られ、その多くは新たに「指定難病」として医療費助成の対象とされている。	10 頁
トクベツシエンガクキウ 特別 支援学級	学校基本法に基づき、小学校・中学校・高等学校または中等教育学校内に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。	12 頁
トクベツシエンガクコウ 特別 支援学校	学校基本法で規定された心身障がい児を対象とする学校。幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする。	12 頁
ニチジョウセイカツジツシエン 日常 生活 自立支援 ジギョウ 事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。瑞浪市では瑞浪市社会福祉協議会において実施している。	37 頁
ハッタツショウ 発達 障 がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。	13 頁
パブリックコメント	基本的な政策等の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表するもの。	5 頁
バリアフリー	障がい者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方のこと。	19 頁
フクシイリョウ 福祉医療	乳幼児等・母子家庭等・父子家庭・重度心身障がい者・一部の精神障がい者の方に、医療費の保険診療にかかる自己負担額を助成する制度。	10 頁
フクシテキシユウロウ 福祉的 就労	病気や障がいにより一般就労が難しい場合に、福祉的支援を受けながら働く就労の形態。障害者総合支援法の福祉サービスに基づく就労支援施設として、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型等がある。	28 頁
ユニバーサルデザイン	障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。	39 頁
リョウイク 療育	心身に障がいをもつ児童に対して、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。	22 頁
レスパイトケア	在宅で障がい者等の介護をしている家族の休息やリフレッシュを図るため、一時的に介護を代替する家族支援対策。	35 頁